

営業税の増値税への一本化政策の拡大について

中国では、売上に対して課税される税金が、取引の内容に応じて増値税と営業税に区分されています。サービス提供取引は営業税の課税取引とされてきましたが、2012年より開始された営業税の増値税への一本化政策（以下、「増値税への一本化政策」とします。）により、サービス提供取引のうち交通運輸及び一部の現代サービス取引については増値税の課税取引とされました。これに引き続き、2016年5月1日より、これまで営業税の課税取引とされてきたサービス提供取引の大部分について、増値税が課税されることとなります。今回は、5月1日より拡大された増値税への一本化政策の内容について説明します。

1. 増値税への一本化政策の拡大により増値税が課税される取引

2012年の改正では、サービス提供取引の一部（交通運輸業及び一部の現代サービス業）のみが増値税の課税取引とされましたが、今回の改正によりサービス提供取引、無形資産もしくは不動産にかかわる取引は、原則として増値税の課税取引とされました。課税取引の内容と税率は以下の通りです。

■増値税への一本化政策により増値税の課税取引とされる取引の内容

取引の内容	～2016.04.30	2016.05.01～	増値税率
有形動産賃貸(リース)	増値税	増値税	17%
交通運輸	増値税	増値税	11%
郵政、基礎電信、建築、不動産賃貸、不動産販売、土地使用権譲渡	営業税	増値税	11%
一部の現代サービス取引(研究開発と技術サービス、情報技術サービス、文化創意サービス、物流補助サービス、監証コンサルティング)	増値税	増値税	6%
上記以外の現代サービス取引(報道映像サービス、ビジネス補助サービス、その他の現代サービス)	営業税	増値税	6%
金融サービス	営業税	増値税	6%
生活サービス(文化体育、教育医療、旅行娯楽、飲食宿泊)	営業税	増値税	6%
その他のサービス提供取引	営業税	増値税	6%
国境を越えて行う上記取引(※)			0%
小模納税人が行う上記取引			3%

(※) 営業税の増値税への転換試点実施弁法では、原則としてサービス提供の提供者及び受益者の一方もしくは両方が中国国内にある場合を増値税の課税取引とする一方、国境を越えて行う取引については税率を0%とすることで実質的に非課税と等しくしています。なお、税率0%が適用される取引は法令が規定しています。

2. 企業としての注意事項

今回の改正により、生活サービスが増値税の課税取引とされました。生活サービスには、飲食や娯楽など、企業にとって福利厚生や接待交際目的で行われる取引が含まれています。今回の改正ではこれらの取引について支出された増値税額（仕入増値税額）は、増値税の納税に当たり売上増値税額から控除することが認められないことに注意が必要となります。今回の改正では、飲食サービスや娯楽サービスの他にも、旅客運輸サービス、金銭貸付サービス、住民日常サービス、に関する取引については、同様に取引にかかる仕入増値税額の控除が認められないこととされています。この点で、企業としては、これらのサービスの購入に当たって価格表示に外税で増値税が付加されていたとしても、増値税込みの支払金額が当該取引の費用総額となるものと理解する必要があります。

また、今回の改正により不動産賃貸に関する取引が増値税の課税取引となりました。この点で、企業が契約する事務所や工場の家賃についても、原則として11%の増値税額（仕入増値税額）を付加して支払うべきこととなります。企業が増値税について一般納税人である場合には、増値税の納税額の計算に当たり、この仕入増値税額を売上増値税額から控除することができますので、企業の費用負担が増加することはありません。しかしながら、企業が増値税について小規模納税人である場合には、増値税の納税額の計算に当たりこの仕入増値税額を売上増値税額から控除することができません。この点で、小規模納税人である企業は家賃について11%の費用負担増となることが考えられます。一方、事務所や工場の貸主（不動産オーナー等）が増値税の小規模納税人である場合には家賃収入に対して3%が課税されるものとされていますが、企業が家賃とともにこの3%（仕入増値税額）を支払ったとしても、増値税の計算に当たりこの仕入増値税額を売上税額から控除することが認められません。通常、売主（貸主）が小規模納税人である場合には取引価額は総額表示を行い、取引価額に別途増値税額を付加して請求する場合は少ないものと考えられますが、仮に貸主の要望により企業が家賃に3%の増値税を付加して支払う必要があるものとされる場合には、この3%分について企業の家賃負担が増加することになります。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、今後以下の日程にて無料セミナーの開催を予定しております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2016年6月下旬(時間未定) 【定員20名】
テーマ: 本社からの出張者にかかわる出入国管理と税務・会計
会場: 国際貿易センター(上海市) 3階会議室
- 2016年7月20日(水)15:00~ 【定員20名】
テーマ: 駐在員事務所が注意すべき税務・会計の基礎講座
会場: 国際貿易センター(上海市) 3階会議室

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>